## 第5回多摩市子ども・若者総合支援条例検討委員会議事録

- 場所 多摩市役所 特別会議室 (リモート会議開催)
- 出席者 松下委員(委員長)、木下委員(副委員長)、小田川委員、吉永委員、 池田委員、権藤委員、原田委員、石井委員、榊委員、立山委員、中村委 員、奈和良委員、元井委員、佐々木委員、高木委員、吉田委員

## 1 開会

【事務局】 第5回多摩市子ども・若者総合支援条例検討委員会を始めます。 委員長、進行をお願いいたします。

【委員長】 今回は緊急事態宣言を受けて、初めてリモート会議を開催します。 本日の獲得目標は、①児童館・高校生へのヒアリング、若者オンラインワークショップの結果を共有することと、②事務局で作成した条例の骨子案について協議すること、となります。 では、事務局から、資料5-1の説明をお願いします。

## 2 子ども・若者への意見収集結果について

【事務局】 (資料について説明) 説明は以上となります。

- 【委員長】 当日、進行役として参加された委員から、印象に残ったこと等、報告をお 願いします。
- 【委員】 多摩市若者会議でも似たようなイベントを行っていますが、今回のように 若い世代や子育て世代が集まることが少ないため、貴重な意見を聞くことが できました。
- 【委員】 若者は人と繋がりたいと思っているように感じました。ただ、そのつなが

るためのきっかけや場がないため、諦めている若者が多いと感じました。

【委員】 資料5-1に記載された意見のほか、不登校の方に対しての支援は18歳未満 を対象にしており、学生のうちに早期に打ち切られるため、多摩市は冷たい と発言されている方もいました。

【委員】 市役所職員を目指す上で、市のことをより知りたいと思い、ワークショップに参加したという方が2名いました。 こちらのグループも、若者同士が出会う場を求めている印象を受けました。

【副委員長】 私はオブザーバーとして参加していましたが、事務局と同じ印象を受けま した。

【委員長】 それでは、質問がある方は、手を挙げてください。

【委員】 高校生のヒアリングについて、対象7名の男女比について教えて下さい。

【事務局】 男性4:女性3でした。

【委員】 2ページ、「学校生活の向上」の「性別によらずズボン・スカートが選択できる」について、現状、中学校の女子生徒は、スカートとズボンを選べますが、男子生徒は選べないという意味で発言されているという理解でよろしいでしょうか。

【事務局】 この意見は男子生徒もスカートを選べるようにとの意見でした。

## 3 条例の骨子案について

【委員長】 では、次に資料5-2について事務局から説明をお願いします。

【事務局】 (資料について説明)

説明は以上となります。

【委員長】 「前文」や「定義」は、条文全体を検討した後に議論した方が効率的ですので、まずは、第1条の「目的」から順次、議論しようと思います。では、第1条についてご意見・ご質問ありますか。

【副委員長】 子どもの権利は基本的に生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する 権利の4つありますが、実際は、子どもの貧困や虐待などによって脅かされ ている実態があります。

しかし、この骨子案は子ども・若者によるまちづくりの要素が主眼になっており、生きる、育つ、守られる権利の部分が少し弱い印象を受けたのですが、本当にこの方向で良いか再度確認したいです。

【事務局】 直接的に表現はしていませんが、第3条の基本理念で、生きる、育つ、守られる権利も包含しています。

【委員長】 「目的」の部分にもう少し書き込んだ方が良いのではという提案なのだと 思います。

【委員】 同意見です。

「目的」部分は、全体を方向づけるものなので、3つの権利についてもう少 し書き込んだ方が良いと思います。

また、1行目の「切れ目のない支援のための関係を築く」は、支援者の関係にスポットが当たっているので、「切れ目のない支援をする」とし、関係づくりについては、2行目のまちづくりの部分で説明できると思います。3行目の「子ども・若者が、自分らしさを認め合い、将来にわたり希望を持って」の部分で、「認められる」という部分を表現できると良いと思います。

【委員】 「目的」部分に、「子ども・若者への切れ目のない支援」がなぜ必要なのかを書き込んでいただきたいです。子ども・若者の権利が守られていない状

況や、ひきこもり・不登校など、子どもや若者が抱える問題が背景にあることを書き込むことで「目的」が明確になると思います。

【委員】 「子ども・若者への切れ目のない支援」と書かれていますが、本来、子ども・若者が主体となって何かを成し遂げ、自立して生きることの支援であるという意味では、「子ども・若者が支援を受け入れながら」といった表現にした方が、読み手は受け取りやすいのではと思いました。

また、支援の関係を築く部分について、子ども・若者と一体誰の関係なの か、自分たちも支援者になり得るというところを含めて簡潔に説明されると、 より分かりやすいと思います。

【委員】 子ども・若者は「支援される」だけの存在ではなく、支え合うという循環 が根本にあると思います。

> そのため、切れ目のない支援の前提として、「お互いの支え合いを基本と し」や、「大切にし」などの表現があると良いと思います。

【委員】 「目的」部分は重要だと思うので、実現することを想定しながら議論した 方が良いと思います。例えば、自分たちの課題を解決できるような地域の人 材に育ってもらいたいなど、子ども・若者たちにどのようになってもらいた いかを議論すれば、そのために、どのような支援が必要になってくるかが見 えてくると思います。

【委員長】 では、次に第3条の「基本理念」について意見はありますか。

【委員】 「権利」という言葉が、何を示しているのか具体的に書かないと伝わりづらいと思います。

【委員長】 子どもの権利と若者の権利は少し異なるため、1つの条文の中に具体的に 書き込むことの難しさがありますが、検討してみましょう。

- 【委員】 「子ども・若者による、まちづくりへの参画や意見表明の機会」という表現では、まちづくり条例のニュアンスが濃くなるため、「子ども・若者による意見表明の機会とまちづくりへの参画」といったように、「意見表明」を 先に出すと良いと思います。
- 【委員】 「意見表明」という表現が適切なのでしょうか。子どもや若者が「意思決定」出来ないことで、問題が生じてきているので、「意思決定」の方が基本的な考え方としては適切だと思います。
- 【委員】 まちづくりへの参画について解釈が資料に記載されていますが、ワークショップやヒアリング調査では、まちづくりという大きなものへの参加だけでなく、よりローカルな自分たちのコミュニティ形成の場が少ないことを課題として話されていたと思います。まちづくりに参画する以前に、日常的な若者コミュニティを形成する権利や環境づくりというニュアンスが入ると良いと思います。地域の子どもから高齢者までを含む幅広いコミュニティに貢献するといったものよりも、もっと手前の関係を考えられると良いと思います。
- 【委員長】 「まちづくり」の定義に関わるご意見だと思います。本条例で定義する 「まちづくり」には、ご発言いただいたような、身近なコミュニティづくり も含んでいる想定ですが、共通のイメージが持てる記載になるよう、検討しましょう。
- 【委員】 (4) の最後に「連携・協力して取り組むこと」とあり、一体何に取り組むのか伝わりにくいと感じました。明確化する、もしくは「連携・協力して支え合うこと」のような表現にすると伝わりやすいと思います。
- 【委員】 同じく(4)の冒頭の部分、「子ども・若者を含む地域のさまざまな主体が」 の地域とは多摩市全体のことなのか地区ごとの小さい単位を指しているのか 分かりませんでした。

- 【委員長】 「地域」という言葉は要らないかもしれません。検討します。 では次、第4条「子ども・若者の権利・役割」についていかがでしょうか。
- 【委員】 (2) の「まちづくりへの参画に努めること」という表現や、役割など、 義務のように読めてしまいます。「まちづくりに参画」は、それぞれの主体 性にかかっているので、もう少し柔らかい表現にする必要があると思います。
- 【委員長】 義務にならないよう配慮し、「役割」と表現しましたが、その意図が分かりづらいということですね。
- 【委員】 第4条のどの部分が権利を示しているのかわかりませんでした。
  - (1)(2)のどちらの条文も、最後が「努めること」で終わっていて、権利であるとは読み取れないと思いました。
- 【委員】 (1) に「自らが大切にされるべき存在であり、守られるべき権利があることを認識する」とありますが、前提として、子ども・若者が権利・役割を学べるようにきちんと伝えていくという内容の記述がないと、子ども・若者が自力で、当然知っていないといけないというように受け取れます。
- 【委員】 ヒアリングやワークショップの意見をこの第4条に反映できると良いと思います。
- 【委員長】 様々な意見をいただいたので、再度、第4条は組み立てましょう。 では、第5条「市民の役割」についてはいかがでしょうか。
- 【委員】 第5条と第6条にそれぞれ市民と事業者を分けているのには何か理由がある のでしょうか。事業者の中に学校も含まれていますが、私が調べた限りでは、 市民、事業者、教育や、市民、若者、教育としていて、市民と事業者を明確 に分けている条例が1つしか見つかりませんでした。

【委員長】 前提として市民の中には事業者が含まれますが、あえて抜き出して記載しています。

例えば、雇用や教育などの場面において、事業者にまちづくりの一員として配慮してもらいたいという思いで項目を作成しました。

- 【委員】 子ども・若者に対する社会的責任は、当然企業の中で掲げていますが、この条例が出来ることで、事業者に対し、新たに何か特別なことをしなければいけないといった義務あるいは期待や役割を課すような条文に違和感があります。地域の役割として頑張ってほしいということであれば理解できますが、子ども・若者支援として企業や事業主に対して役割を課すのは少し違う気がします。
- 【委員長】 まちづくりへの関与であればわかるが、子ども・若者支援を抜き出して役割が期待されるのは違和感があるということですね。
- 【委員】 子どもを対象に考えると、学校は当てはまると思いますが、若者が含まれるのであれば、学校を切り離して考えていただきたいです。
- 【委員長】 学校、教育という部分を抜き出し、特に書いた方が良いかという点についてはいかがでしょう。
- 【委員】 子どもから若者までとすると、対象が広範囲だと感じました。「自分らし く成長できるように」といっても、小学1年生にはまだ自分らしさを理解す ることは難しいと思います。

また、小学校や中学校に対し、一律に対応を求められたとしても、学校運営の基準となる学習指導要領を踏まえた調整が必要になります。

【委員】 幼稚園児も子どもの範囲に含まれると思いますが、支援の対象は、園児本 人というよりは園児の保護者が対象となるのではないかと思います。

- 【委員】 市民の中に学校の先生も入っているので、学校という組織を必ずしも書き 出す必要はないと思いました。
- 【委員】 事業者とは何を指すのかは書き出した方がわかりやすいと思いました。
- 【委員長】 事業者については、具体的な取組が想定されるのであれば抜き出す意味があるがそれがあるかのどうか、また、学校も含めて様々な主体が含まれていて違和感があるというご意見だったかと思います。皆様の意見を踏まえ、検討したいと思います。

次に、第7条「市の役割」についてはいかがでしょうか。

- 【委員】 若者オンラインワークショップの参加者の中に市のために働く人になりたいという方がいたので、市の役割の中に、子どもや若者が将来目指したいと思える仕事や役割のロールモデルを示すような特色が入ると良いのではないかと思いました。
- 【委員】 (2)「子ども・若者を含む市民、事業者等が」、「周知・啓発を行う」と記載がありますが、この条例では、基本的に子ども・若者は、支援を受ける側という認識でよろしいでしょうか。
- 【委員長】 支援を受ける側、支援をする側どちらもあります。
- 【委員】 周知・啓発には、子ども・若者に対して、自分たちには支援を受ける権利 があると認識させるためのもの、また、子ども・若者以外の私たち大人や事 業者に対して、その権利を守らなくてはならないと認識させるためのものが あります。それぞれ周知・啓発の対象や内容が異なるので、もう少し詳しく 書き込んだ方が良いと思います。
- 【委員長】 周知・啓発の方法は多いため、条文に整理すると、ある程度は概括的な表現になると思います。

- 【委員】 子ども・若者については、教育などの言葉を入れていただきたいです。理 念を学ぶことによって、意思決定ができるようになるのではないかと思いま す。
- 【委員長】 子どもの権利を着実に実現するために施策を講じていくという流れで記載するのであれば、(2) の周知・啓発ではなく、(1) に記述を足すと分かりやすいかもしれません。
- 【副委員長】 「市の役割」は、今後、市が子ども・若者育成支援や全体のまちづくり参 画も含め、どういう事業を展開できるかを検討する上での基盤になるもので す。
  - (3) に関連する話として、以前紹介したドイツでは、子ども支援の担い 手としてNPOを行政が支援することと定められています。

曖昧な表現だと、従来のままとなる可能性があります。より踏み込んだ表現にする必要はないかと思いました。

【委員】 事業者の定義に学校を含むべきではないと改めて思いました。学校は、子 どものための場であり、教育をする場です。若者のためというと違和感があります。

事業者として含めてしまうと、学校が設置されている法的根拠を越えてしまうように感じられます。

- 【委員長】 では、次に第8条「切れ目のない支援のためのしくみ」ついていかがでしょうか。
- 【委員】 事業者は、第5条の「市民の役割」の中に位置付けて、第6条の「事業者の役割」を「関係機関の役割」に変更すると、子ども・若者と市民・関係機関を市がどのように取りもつのかが第8条の「切れ目のない支援のためのしくみ・後押し」に位置付けられるので良いと思いました。

- 【委員】 「切れ目のない支援」とは、年齢や制度のはざまで支援が切れないように というのが通常の理解だと思いますが、困難を抱えた子どもが地域を離れな ければならないことを避けるような、子どもと地域が切れないように、ある いは子どもと地域の支援者との人間としての関係が切れないようにというニュアンスを含めると良いと思いました。
- 【委員長】 「切れ目のない」というと、非常に多義的で、広い意味になるため、どこまで条例に書き込むのか全体を見ながら検討したいと思います。

では、第9条、「まちづくりへの参加・活躍のためのしくみ・環境づくり」 についてはいかがでしょうか。

(意見なし)

第10条の「子ども・若者計画」についてはいかがでしょうか。

「子ども・若者計画」は、現計画では「多摩市子ども・子育て・若者プラン」として策定されていますが、その計画のバージョンアップを想定しています。現在も39歳までを対象にしていますが、実際には子どもが中心の計画であるため、さらに若者をプラスして計画を作る予定です。

事務局に質問ですが、達成目標を入れ込むことは可能ですか。

- 【事務局】 何を達成目標とするかは別途検討することになりますが、(2) にある基本 的な事項を計画に盛り込むことを想定しています。
- 【委員長】 第11条「推進体制」はいかがでしょうか。
- 【事務局】 庁内、庁外に推進体制が必要と考えています。既存の会議体を活用するか、 もしくは、新たな体制を構築するか検討している段階のため具体的な記述を していません。

- 【委員】 第10条「子ども・若者計画」に、子ども・若者当事者が必ず入る組織体や 会議体を入れ込むことは難しいのでしょうか。
- 【委員長】 イメージとしては、会議の構成員に男女比の配慮があるように、若者枠を 設けるということが考えられます。そうすると、子ども・若者計画の策定段 階から若者が関わることになります。おそらく条文としては、第11条「推進 体制」に位置付けることになると思いますが、細かい内容まで条文に入れ込 むことは難しいと思います。

現段階で推進体制について具体的な会議名称を明記することは難しいとは 思いますが、庁外組織の名称だけでも条文に入れられるように検討していた だきたいと考えています。

【副委員長】 例えば北海道の「ニセコ町まちづくり基本条例」では、「満20歳未満の青 少年および子どものまちづくりに参加する権利」を条例に位置付け、それに 基づいて、小学生・中学生まちづくり委員会を設置しています。

担当者が代わっても継続して行われているのは、条例に位置付けられているからです。具体的に条文に記載しないと第9条「まちづくりへの参画・活躍のためのしくみ・環境づくり」の実現は難しいと思います。

- 【委員長】 愛知県新城市では、若者議会条例を制定しており、若者からの提案事業に 1,000万円の予算を付与する事業を行っています。以前、会議外ですが、事 務局と新城市の担当者とでリモート会議で情報交換を行いましたが、事務局 はどう思いましたか。
- 【事務局】 新城市の取り組みは、若者の活躍を応援するしくみが非常に先進的で、この条例を検討する上で大変参考になりました。
- 【委員長】 行政が新しい仕組みや会議体を作るには様々な関係課との調整が必要となり、当然、反発も生まれます。調整を進めていく上で、委員会からの意見や 条例などの後押しがないと実現は難しいです。

ただし、実現できないことを条文に入れ込んでしまうと信頼性が失われる ため、どこまで書き込むか、バランスは重要だと思います。

【委員】 子ども・若者が主体となってさまざまな提案をする会議体ができると良い と思うので、是非、実現可能な形で入れ込んでいただきたいです。

会議には、大人が一緒に参加するのではなく、安心して失敗でき、チャレンジできる場を提供するなど、基本的にサポート役として見守り、市もその会議をバックアップしていただきたいと思います。

それによって、大人や社会が応援しているということが子ども・若者に伝わり、自分では無理だと諦めている子ども・若者も、成功体験を積むことができ、その経験によって良いロールモデルになっていくと思います。

【委員】 市はお金を出し、口を出さないことが可能であれば、それがベストだと思います。

多摩市子どもみらい会議で児童・生徒から発信されたメッセージに対し、 予算がつき、自分たちが描いたものが実現できるという希望が徐々に広がれ ば、大人になったときに、多摩市は魅力あるまちだと思ってもらえるのでは ないかと思います。可能であれば、条例の中に明記すると良いと思います。

【委員長】では、全体を通して意見はありますか。

- 【委員】 子ども・若者の声を実現させていく会議体を設置することの他に、そのような活動を生み出し、ファシリテートする役割の人を育成・配置することも考えられると思います。
- 【委員長】 条例に具体的に入れ込むことは難しいですが、計画の中で含められると良いと思います。

静岡県の牧之原市では、市民がファシリテート役になって、難しいテーマをみんなで議論しています。市民一人ひとりの強みを生かすようなファシリテートができると良いと思います。

【委員】 全体的に「努めること」という文言が多いと感じました。

【委員長】 理念規定であるが故に、そのような表現になってしまいやすいですが、気 をつけたいと思います。

それでは、終了の時刻となりましたので、事務局からお願いします。

【事務局】 本日はありがとうございました。

第6回の会議は、令和3年3月22日月曜日18時から20時、市役所本庁舎3階の301・302会議室での開催を予定しております。通常の会議を予定していますが、新型コロナウイルス感染症の状況により、今回同様、リモート会議という可能性も視野に入れております。事務局からは以上です。

【委員長】 それでは、終了と致します。

一 了 —